

# 質問回答書

令和8年3月3日

入札参加業者各位

公立大学法人横浜市立大学

件名：総合研究教育棟データサイエンス学部その他改修工事（建築工事）に伴う基本・実施設計業務委託

上記件名に係る契約について、次のとおり質問がありましたので、回答します。

担当 公立大学法人横浜市立大学

総務課 施設担当

電話 787-8926

メール [h\\_sisetu@yokohama-cu.ac.jp](mailto:h_sisetu@yokohama-cu.ac.jp)

質問	回答
<p>&lt;質問1&gt;</p> <p>本業務案件名に（建築工事）と限定されていますが業務遂行中の電気及び機械設備工事に係る設計業務との調整は委託者側にて取り仕切るものと考えてよろしいでしょうか。その際、具体的な調整方法はどのように考えられているのかその詳細を教えてください。</p>	<p>&lt;回答1&gt;</p> <p>建築設計委託業務特記仕様書8に記載している通り、電気・機械設備工事を含む関係者等の協議については、本委託の受託者が設計業務の進捗に合わせ主体的に実施し、発注者（委託者）へ内容承認または議事録提出をしてください。 また、発注者（委託者）との打合せ等については、協議により決定します。</p>
<p>&lt;質問2&gt;</p> <p>本業務案件の場合、直接人件費（一般業務+追加業務）の数量（人・日）はどのくらいを想定すれば良いか教えてください。想定人数が不明の際には業務量の確認をしたため、新しい業務報酬基準（国土交通省告示第8号）上建築物の類型と第1類若しくは第2類か教えてください。</p>	<p>&lt;回答2&gt;</p> <p>直接人件費は、横浜市 公共建築物の設計業務等積算基準・要領「3. 設計業務に関する算定方法2（図面目録に基づく算定方法）」に基づいて積算しています。 なお、今回の設計業務は、「国土交通省告示第8号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）」の別添二で定めた「建物の類型：八号（専門的教育・研究施設）」、「建築物の用途：第1類（標準的なもの）」としています。</p>

以上